

# 自民党 日教組対策の草案成る

## 交渉相手とせぬ

### 現行法規の 効果的な措置 ワク内で

自民党は日教組のあり方は行きすぎであり、その偏向を是正すべきだとして対策を検討してきたが、このほど党内の労働問題調査会と文教制度特別委員会の合同小委員会で、日教組対策の具体的方針の草案をまとめた。この方針によれば日教組対策のために特別立法や法律の改正を行わず、現行法規のワク内で効果的な措置ができるこの立場から、とくに文部省、各教育委員会との管理権の確立を強調している。

自民党の小委員会では一時「日教組の政治的偏向を是正するために組合を解散させるか、あるいはその運動を制限する立法措置を講ずべきである」との強硬意見が出て一応国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法などの改正案や特別単独立法も研究された。しかし、このような立法措置を行っても今までのように行政措置がともなわなければ無意味であり、かえって社会党、総評、日教組などの間に激しい紛争がおきることは必至であるとして、この際ぐに立法措置は行わないとの結論に達した。そのため現行法規のワク内で行政措置を強化する具体的方針について同党の森山欽司氏（全国組織委員会労働局長）が中心になつて文部省当局とも連絡して検討した。その結果

①日教組は単なる任意団体であるから、日教組と交渉的態度をとりなす（自民党は日教組は全府県の教職員団体の連合体であつて、労働組合法、地方公務員法等に根拠を持つていない「任意団体」である）として、  
②学校管理規則を制定し学校管理を厳正にする③勤務評定を励

行する④校長、教頭の管理的立場を明確にする（実質的には校長、教頭の非組合員化を意味する）  
などを主な内容とする具体的方針の草案をまとめたものである。

自民党の労働問題調査会は総評の闘争に対処するため、これまで現行法規のワク内で行政措置を強化し、管理体制の確立をはかるという方針のもとに、政府ならびに三公社、五現業の当事者の後押しを行つてきたが、国鉄労組をはじめとする総評の秋季闘争が意外に平穩であつたことは、このような自民党の後援が効果を上げたからだと見て、その成果を認めてゐる。そのためこの日教組対策もこのような一連の基本的態度からなつたものである。

しかし日教組はこのような自民党の強硬態度は「岸内閣の反動性の現れである」と強く反発し、当面勤務評定に反対する闘いを中心に具体的行政措置をとらざるで勢力性のある闘いを行つてつてゐる。そして社会党も自民党もこの対策は官公労に引續く日教組に対する強圧的な反論がついてゐる。

ので政府、自民党がこのような日教組対策を具体化してゆく場合、社会党および労組側の強い反響が予想される。日教組対策の具体的方針草案は次のとおり。  
◇文部省の措置すべき事項  
一、日教組の性格を明確に認識し、これに対し交渉的態度で臨まない。

五、視学官制度を拡充し、その態勢を整えて視学官の査察、復命を厳正にする。  
六、教育研究会などの教育委員会を文部省主催ないし教育委員会との共催で活発に行つて。

二、新教育委員会法に規定された文部大臣の「措置要求」を適正に実施し、文部省の指導性を高める（注）文部大臣の「措置要求」とは、新教育委員会法によつて認められた権限で、地方の教育行政が法令に違反しているとか、著しく不適正であると認めた場合には、文部大臣はその教育委員会に対し、是正の措置を要求することができるとつてゐる。）

一、県教組とは勤務条件以外の事項について話し合いをせず、また事業の共催などを行わない。  
二、学校管理規則を速かにかつ的確に制定し、学校管理を厳正にする。

三、都道府県教育長をよへ握つて各種の措置を通じて服務の厳正をはかり、状況によつて文部大臣は教育長の進退について事実上の措置をとる。

三、教職員の服務監督の強化をはかり、勤務評定を励行する。  
四、校長、教頭の管理的立場を明確にし、その給与体系その他必要措置を講ずる。  
五、職員団体の専従職員を必要最小限度にとりこめ、いわゆるヤミ専従をなくする。

四、文部省地方課を強化拡充し、教育委員会を完全に握ることもに教組運動を主管する機構を整備する。

六、いわゆる組合人事を排し、人事管理を適正化する。